

千葉県精神保健福祉センター一年報

令和6年度

千葉県精神保健福祉センター
(千葉県こころセンター)

目 次

第一編 概要

| | |
|-----------|---|
| 1 沿革 | 2 |
| 2 業務 | 2 |
| 3 機構 | 4 |
| 4 機構施設概要 | 5 |
| 5 職員配置 | 5 |
| 6 年度別決算状況 | 6 |

第二編 業務実績

| | |
|---|----|
| 1 技術支援・技術援助 | 7 |
| (1) 関係機関 | 7 |
| (2) 職員の派遣・会議等への出席状況 | 7 |
| (3) 講師等派遣 | 13 |
| 2 総務課 | 16 |
| 3 相談支援課 | 17 |
| (1) 心の健康づくり推進事業 | 17 |
| (3) 依存症対策総合事業 | 18 |
| (4) 社会復帰促進事業 | 21 |
| (5) 技術援助、技術支援 | 22 |
| (6) 広報普及 | 23 |
| (7) 組織育成 | 24 |
| (8) 学生等実習 | 24 |
| 3 調査企画課 | 25 |
| (1) 精神保健福祉教育・研修事業 | 25 |
| (2) 精神保健福祉広報・普及事業 | 26 |
| (3) 自殺対策事業 | 27 |
| (4) 精神保健福祉ボランティア育成事業 | 27 |
| 4 地域保健課 | 29 |
| (1) 医療相談 | 29 |
| (2) 心理検査・心理相談 | 29 |
| (3) 訪問支援 | 29 |
| (4) 特定相談事業（思春期相談事業） | 30 |
| (5) 後援報告 | 30 |
| (6) 千葉県総合救急災害医療センター 精神科にて外来診療 | 30 |
| (7) 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律 （障害者総合支援法）第22条に関すること | 31 |
| (8) 兄弟姉妹の会 | 31 |
| 5 審査課 | 32 |
| (1) 精神医療審査会の状況 | 32 |
| (2) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳業務 | 33 |
| 6 救急情報課 | 34 |
| (1) 精神保健福祉法に基づく措置診察に関すること | 34 |
| (2) 精神障害者に係る通報受理及び移送に関すること | 37 |
| (3) 精神科救急医療システムに関すること | 37 |
| (4) 精神保健指定医（新規・更新申請）に関すること | 40 |

第一編 概要

1 沿革

- ・昭和26年 中央保健所内に「衛生相談所」設立。
- ・昭和44年4月1日 千葉県衛生センター建設準備委員会発足。
- ・昭和45年12月5日 精神衛生相談所を廃止し「千葉県精神衛生センター」を設置。
- ・昭和63年7月 精神衛生法の改正により「千葉県精神保健センター」に改称。
- ・平成7年6月 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）の改正により「千葉県精神保健福祉センター」に改称。
- ・平成14年 審査課が設置され、精神医療審査会の事務、自立支援医療費（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の審査・判定事務が加わる。
- ・令和5年10月10日 千葉県総合救急災害医療センターとの合築・移転に伴い、健康福祉部障害者福祉推進課から精神通報対応班および千葉県ひきこもり地域支援センターが移管され、また「千葉県こころセンター」の愛称を用いるとともに、従来からの課名を変更して業務を開始した。

| | |
|-------|-------------------------|
| 設 置 | 昭和45年12月 1日 |
| 竣 工 | 昭和45年12月 5日 |
| 落成式 | 昭和46年 2月 5日 |
| 開設許可 | 昭和46年 2月17日 |
| 業務開始 | 昭和46年 3月16日 |
| 名称変更 | 昭和63年 7月 1日、平成 7年10月13日 |
| 移転・合築 | 令和 5年10月10日 |
| | 同日 精神通報対応班（現救急情報課）移管 |
| | 〃 千葉県ひきこもり地域支援センター移管 |

2 業務

「精神保健福祉センター運営要領について」

（平成8年1月19日付け健医発第57号厚生省保健医療局長通知）による

(1) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、都道府県の精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案をする。

(2) 技術支援及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

(3) 人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他の関係諸機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、技術的水準の向上を図る。

(4) 普及啓発

都道府県規模で一般住民に対し精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(5) 調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、都道府県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

(6) 精神保健福祉相談

センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、ギャング、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。

センターは、これらの事例についての相談指導を行うためには、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

(7) 組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

(8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うものとする。

また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の4の規定による退院等請求の受付についても、精神保健福祉センターにおいて行う等、審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えるものとする。

(9) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

センターは、障害者総合支援法第52条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）の支給認定及び精神保健福祉法第45条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定を行うものとする。

(10) その他

① ひきこもり対策支援事業

ひきこもり地域支援センターの業務は、ひきこもり支援として市町村による家族教室の開催協力をし、テキストの作成を行っている。（令和5年10月10日より）

② 精神科救急医療システムの企画・運営を行っている。（令和5年10月10日より）

③ 精神保健福祉法に基づく通報等に関する保健所支援（診察医及び移送車両の確保等）を行っている。

④ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護観察所等関係機関相互の連携により必要な対応を行うことが求められる。

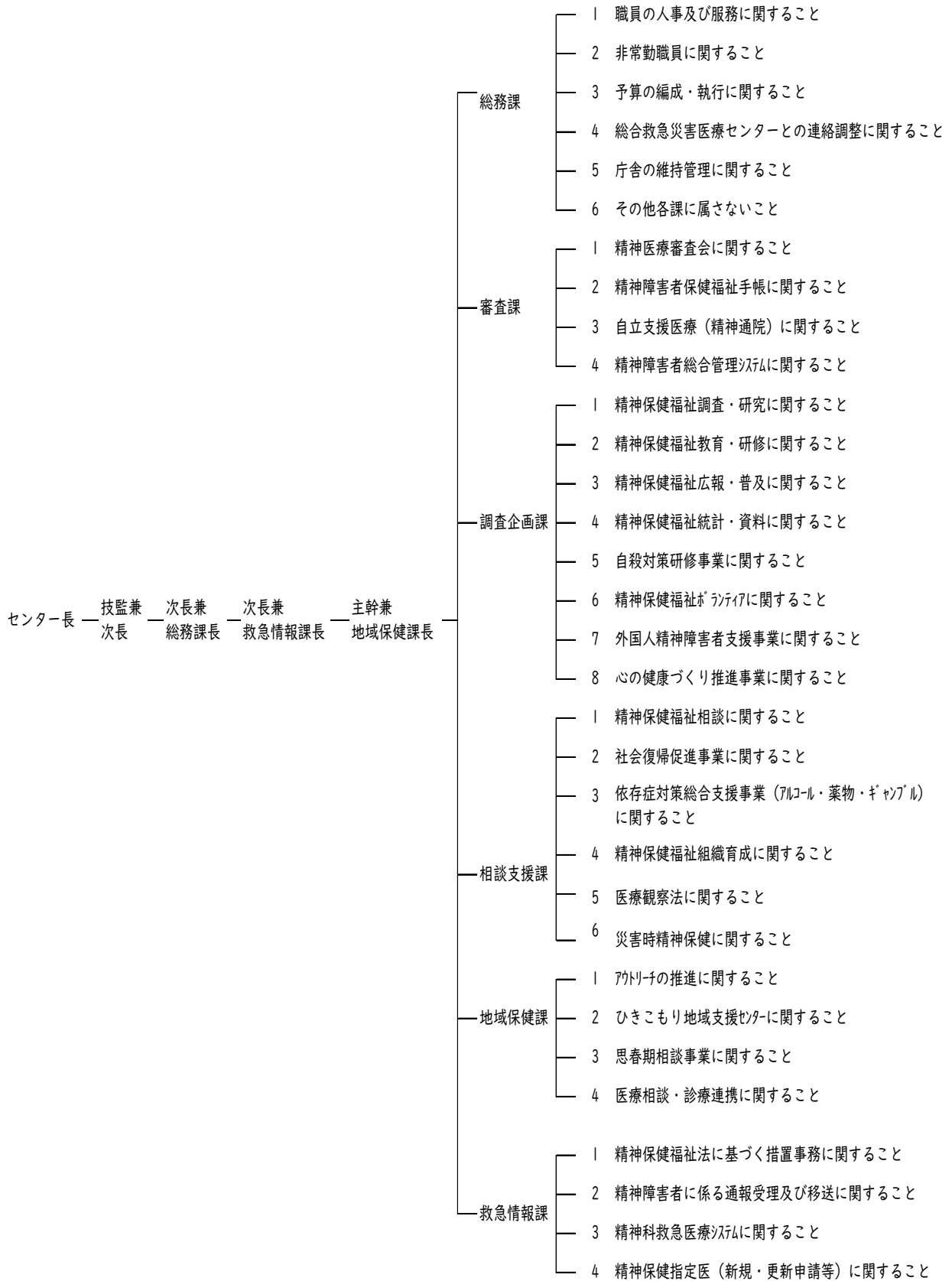
⑤ 災害時DPAT活動

災害派遣精神科医療チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team）の活動に参画している。

⑥ 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第22条に関すること

⑦ その他、センターは、地域の実情に応じ、精神保健福祉の分野における技術的中枢として、必要な業務を行う。

3 機 構



4 機構施設概要

地 番 千葉市美浜区豊砂6番1
 敷地面積 建築面積 1,275.68㎡ (専用部分: 1,211.68㎡、
 共用部分: 64.00㎡)
 構 造 免震構造、鉄骨鉄筋コンクリート、一部鉄骨構造

5 職員配置

(令和6年4月1日現在)

| 課等/職種 | 医師 | 一般行政 | 保健師 看護師 | 精神保健 福祉相談員 | 会計年度 任用職員 | 計 |
|----------------------------|---------------------|-------|------------|---------------|----------------------------------|----|
| センター長 技 監 次 長 主 幹 | 1 1(※1) 1(※4) | 1(※2) | | 1(※3) | | 5 |
| 総務課 | | 3 | | | サポートキャスト 4 | 7 |
| 相談支援課 | | | | 4 | 電話相談員 7 薬物相談員 1 ひきこもり支援員 3 | 15 |
| 調査企画課 | | | 1 | 2 | | 3 |
| 地域保健課 | | | 1 | 2 | 精神保健福祉相談員 1 臨床心理士 1 | 5 |
| 審査課 | | 2 | 2 | 4 | 事務 11 | 19 |
| 救急情報課 | | | | 9 | 5 | 14 |
| 計 | 3 | 6 | 4 | 22 | 33 | 68 |

(※1: 技監兼次長)

(※2: 次長兼総務課長)

(※3: 次長兼救急情報課長)

(※4: 主幹兼地域保健課長)

6 年度別決算状況

(1) 歳入

(単位：円)

| 科 目 | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 |
|-------------|------------|------------|-------|-------|
| 令和4年度 | 10,887,120 | 10,887,120 | 0 | 0 |
| 令和5年度 | 6,331,356 | 6,331,356 | 0 | 0 |
| 令和6年度 | 9,202,154 | | 0 | 0 |
| 7款 使用料及び手数料 | 28,520 | 28,520 | 0 | 0 |
| 1項 使用料 | 13,560 | 13,560 | 0 | 0 |
| 1目 総務使用料 | 13,560 | 13,560 | 0 | 0 |
| 2項 手数料 | 14,960 | 14,960 | 0 | 0 |
| 3目 衛生手数料 | 14,960 | 14,960 | 0 | 0 |
| 13款 諸収入 | 9,173,634 | 9,173,634 | 0 | 0 |
| 7項 雑入 | 9,173,634 | 9,173,634 | 0 | 0 |
| 1目 雑入 | 9,173,634 | 9,173,634 | 0 | 0 |

(2) 歳出

(単位：円)

| 科 目 | 予算令達額 | 支出額 | 残額 |
|----------------|-------------|-------------|----|
| 令和4年度 | 58,935,255 | 58,935,255 | 0 |
| 令和5年度 | 215,926,934 | 215,926,934 | 0 |
| 令和6年度 | 233,965,696 | 233,965,696 | 0 |
| 4款 衛生費 | 233,965,696 | 233,965,696 | |
| 1項 公衆衛生費 | 233,965,696 | 233,965,696 | 0 |
| 4目 精神保健福祉費 | 176,603,710 | 176,603,710 | 0 |
| 5目 成人病対策費 | 62,167 | 62,167 | 0 |
| 7目 精神保健福祉センター費 | 57,299,810 | 57,299,810 | 0 |

第二編 業務実績

1 技術支援・技術援助

精神保健福祉活動を推進するため、保健所や市町村及び関係機関に対して技術的な支援や援助を行っている。

(1) 関係機関

| 区分 | 老人保健 | 社会復帰 | アルコール | 薬物 | ギャンブル | ゲーム | 思春期 | 心の健康 | ひきこもり | 自殺関連 | 犯罪被害 | 災害 | その他 | 合計 |
|----------|------|------|-------|----|-------|-----|-----|------|-------|------|------|----|-----|-----|
| 保健所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 9 | 13 |
| 市町村 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 0 | 5 | 1 | 0 | 0 | 0 | 13 |
| 福祉事務所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 医療施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 18 | 27 |
| 介護老人保健施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 障害者支援施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 19 | 20 |
| 社会福祉施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 22 |
| その他 | 0 | 0 | 2 | 12 | 1 | 0 | 37 | 28 | 2 | 0 | 0 | 3 | 48 | 133 |
| 実施件数 | 0 | 0 | 2 | 12 | 1 | 0 | 65 | 28 | 8 | 1 | 0 | 7 | 104 | 228 |

(令和6年度延べ件数)

※アルコール、薬物、ギャンブル、ゲームについては、依存症対策総合事業として実施。

各項目の実績は計上できない。

※実施件数は技術指導・援助、教育研修を行った件数を実数で計上している。

(2) 職員の派遣・会議等への出席状況

① 健康福祉センター（保健所）等

| 実施主体 | 内容 | 従事者 |
|-------|------------|-------------|
| 保健所長会 | 保健所長会 | センター長 |
| 保健所 | 措置診察 | センター長・技監 |
| | 3連休の措置診察待機 | センター長・技監・主幹 |

② 県部局等

| 実施主体 | 内 容 | 従 事 者 |
|----------|---|---------------------------------|
| 障害者福祉推進課 | 精神科病院実地指導・実地審査 | センター長・技監 |
| | 精神科病院実地指導打ち合わせ会・とりまとめ会 | センター長・技監 |
| | 精神障害者地域生活支援専門部会 | 次長・相談支援課長 |
| | 精神科病院長会議 | センター長 |
| | 千葉 DPAT 研修 | センター長・技監 |
| | 千葉 DPAT 運営会議 | センター長・技監 |
| | 大規模地震災害訓練 | センター長 |
| | 精神医療審査会全体会 | センター長・技監・ 審査課長・審査課員 |
| | 千葉県ギャンブル等依存症対策推進協議会 | センター長・ 相談支援課長・ 相談支援課員 |
| | 千葉県地方精神保健福祉審議会 | センター長 |
| | 千葉県相談支援従事者専門コース別研修（発達障害者支援）に係る委託従事者の審査 | 相談支援課長 |
| | 千葉県相談支援従事者専門コース別研修（精神障害者支援）に係る委託従事者の審査 | 相談支援課長 |
| | 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業 圏域コーディネーター会議 | 相談支援課長 |
| | 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業 印旛圏域実務者構築推進事業研修会 | 相談支援課長 |
| | 精神障害にも対応した地域包括システム構築推進事業 印旛圏域代表者会議 | 相談支援課長 |
| | 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業 君津圏域実務者会議 | 相談支援課長 |
| | 令和6年度千葉県障害者ピアサポート研修に係る委託事業者の審査 | 相談支援課長 |
| | 令和6年度第1・2回入院者訪問支援員養成研修 | 主幹・相談支援課長・ 調査企画課長・ 相談支援課員 |

| | | |
|-------------|---|--------------------------------|
| | 入院者訪問支援事業担当者会議 | 調査企画課長 |
| | 入院者訪問支援事業運営研修 | 調査企画課長 |
| | 薬物依存症対策地域連携協議会 | センター長・主幹 |
| | 市町村ひきこもり支援担当者研修 | 技監・主幹・ 相談支援課長 |
| | アルコール健康障害対策推進協議会 | センター長・主幹・ 相談支援課長・ 相談支援課員 |
| 中央障害者相談センター | 知的障害者更生相談（療育手帳判定） | 技監・主幹 |
| 山武健康福祉センター | 親と子の心の相談（隔月） | 技監 |
| 障害福祉事業課 | 千葉県発達障害者支援地域協議会 障がい者地域活動支援事業所協議会総会 | 技監 |
| 健康福祉政策課 | 千葉県公衆衛生学会理事会及び運営委員会 | センター長 |
| 健康づくり支援課 | 千葉県自殺対策連絡会議 | センター長・ 調査企画課長 |
| 雇用労働課 | 千葉県若者自立支援ネットワーク協議会 | 地域保健課員 |
| 総務部 | 千葉県職員健康管理審議会 精神衛生専門部会 | センター長 |
| 企業局 | 企業局精神保健審査会 | センター長 |
| 児童家庭課 | 家族関係支援事業に係るスーパーバイザー | 技監 |
| | 児童虐待対応専門委員 | 技監 |
| | 柏児童相談所（隔月1回） 医療面談（保護児／通所児の診察、療育手帳判定） | 技監・主幹 |
| 千葉県こども病院 | 千葉県児童虐待対策研究会（年4回） | 技監 |
| 県民生活課 | 千葉県子ども・若者支援協議会 | 相談支援課長・ 相談支援課員 |
| | 千葉県子ども・若者総合支援相談センター 運營業務委託受託者選考審査委員会 | センター長 |

| | | |
|----------|-----------------------------------|--------|
| 千葉県警察本部 | 人身安全対策会議 | センター長 |
| くらし安全推進課 | 犯罪被害者支援の推進に向けた市町村担当課長・ 県関係課長会議 | 相談支援課長 |

③ 教育関係

| 実施主体 | 内 容 | 従 事 者 |
|----------|----------------------------------|-------|
| 千葉県教育委員会 | 教職員メンタルヘルス推進会議 | センター長 |
| | 保健室健康相談活動研修会（1回） | 技監 |
| | 千葉県公立学校職員健康審査会【神経・精神部門】（12回） | 技監 |
| | 学校問題解決支援チーム会議（3回、書面1回） | 技監 |
| | 千葉県いじめ対策調査会・いじめ重大事態の調査に係る会議（17回） | 技監 |
| | 教育庁等職員健康審査会 | センター長 |

④ 市町村

| 実施主体 | 内 容 | 従 事 者 |
|-------------------|--------------------------------------|----------|
| 千葉市 | 千葉市精神保健福祉審議会 | 技監 |
| | 精神保健福祉法第27条診察 | センター長・技監 |
| 千葉市 こころの健康センター | 千葉市思春期相談（月1回） | 技監 |
| 我孫子市 | 我孫子市自殺対策協議会 | 調査企画課長 |
| 匝瑳市 | 「ひきこもりや生きづらさをかかえた方の親御さんのお話会」運営に関する助言 | 主幹 |
| 八街市 | 八街市ひきこもり支援施策連絡会 | 技監・主幹 |
| 旭市 | 旭市ひきこもり等支援実務者連絡会 | 主幹 |

⑤ その他の関係機関

| 実施主体 | 内 容 | 従 事 者 |
|-------------------|---|--------------------|
| 千葉いのちの電話 | 千葉いのちの電話理事会 | センター長 |
| 全国精神保健福祉センター長会 | 全国精神保健福祉センター長会 | センター長 |
| | 全国精神保健福祉センター研究協議会 | センター長・次長・相談支援課長 |
| 全国精神保健福祉センター連絡協議会 | 全国精神保健福祉センター連絡協議会 | センター長・相談支援課長 |
| アルコール関連問題連絡会世話人会 | アルコール関連問題連絡会 | センター長・技監・主幹・地域保健課員 |
| 千葉県てんかん医療連携協議会 | 千葉県てんかん医療連携協議会 | センター長 |
| 保護観察所 | 千葉県医療観察運営協議会 | センター長 |
| | 薬物乱用対策地域連携協議会 | センター長 |
| 千葉地方裁判所 | 千葉地方裁判所医療観察法協議会 | センター長 |
| 千葉県公衆衛生協会 | 千葉県公衆衛生協会幹事会 | センター長 |
| | 千葉県公衆衛生学会 | センター長・救急情報課員 |
| 千葉県精神保健福祉協議会 | 千葉県精神保健福祉協議会総会 | センター長・相談支援課長 |
| 千葉県摂食障害研究会 | 第5回千葉県摂食障害研究会、小研究会 | 技監・主幹 |
| 千葉県摂食障害拠点病院 | 千葉県摂食障害拠点病院協議会、県民公開講座 | 技監 |
| 全日本断酒連盟、千葉県断酒連合会 | 全日本断酒連盟第56回関東ブロック（千葉）大会 | センター長・主幹 |
| 千葉県早期精神疾患研究会 | 「精神科単科病院における10代後半精神疾患の治療」10代後半の思春期精神科医療の不足に対し連絡調整支援 | 技監 |
| 厚生労働省 | 関東信越地区薬物中毒対策連絡会議 | センター長・主幹・地域保健課員 |
| 千葉県社会福祉協議会 | 千葉県社会福祉大会 | センター長 |

| | | |
|------------------------|-------------------------|-----------------|
| | 運営適正化委員会全大会・運営監視部門会 | センター長 |
| NPO 法人千葉県精神障害者自立支援事業協会 | 千葉県精神障害者自立支援事業協会総会 | センター長・相談支援課長 |
| NPO 法人千葉県精神障害者家族会連合会 | 精神障害者家族会総会 | センター長・相談支援課員 |
| 千葉県精神障がい者地域活動支援事業所協議会 | 千葉県精神障がい者地域活動支援事業所協議会総会 | センター長・技監・相談支援課員 |

⑥関東甲信越ブロック精神保健福祉センター連絡協議会

本協議会は、新潟県、新潟市、長野県、栃木県、群馬県、茨城県、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、千葉県、千葉市、埼玉県、さいたま市、東京都（東京都立精神保健福祉センター、東京都中部総合精神保健福祉センター、東京都多摩総合精神保健福祉センター）、山梨県の18ヶ所の精神保健福祉センターで構成されている。

精神保健福祉センターの業務における技術の向上と情報交換を図り、地域精神保健福祉の推進、連携に資することを目的に年1回開催している。令和6年度は、当センターが事務局を担当した。

| 期 日 | 内 容 | 開 催 場 所 |
|---------|---|------------------------|
| R6/12/4 | 記念講演 「思春期の子どものこころと生きづらさについてー子どもと親が会おう心の危機ー」 恩賜財団母子愛育会愛育研究所 愛育相談所 所長 齋藤 万比古 氏 | 千葉県精神保健福祉センター 研修室 |
| | 分科会 1 思春期の依存症対策 | 千葉県精神保健福祉センター 研修室 |
| | 分科会 2 法改正後の精神医療審査会 | 千葉県総合救急災害医療センター 防災棟 |

(3) 講師等派遣

保健・福祉・教育・医療等の関係機関からの依頼に基づき、精神保健福祉に関連する研修会等へ講師として職員の派遣を行った。

<県関係機関等>

| 期日 | 内 容 | 実施主体 | 従 事 者 |
|---------|--|----------------------------|-------|
| R6/5/15 | 強度行動障害のある方の支援者に対する研修 講演「強度行動障害と医療」 | 障害福祉事業課 ・千葉県発達障害者支援センター | 主幹 |
| R6/6/21 | 生徒指導講演会 「こころの基礎知識 ～自分も相手も大切に、上手に人と付き合うヒント～」 ストレス、抑うつ、発達の多様性、対話方法など | 千葉県立千葉高校 | 技監 |

| | | | |
|-------------------------|--|------------------|-------|
| R6/8/2 | 思春期のゲーム依存 | 山武保健所 | 技監 |
| R6/8/23 | 思春期メンタルヘルス 「二次障害と対応方法～本人・保護者支援を含めて～」発達障害に伴う精神疾患の理解と対応 | 千葉県立 富里特別支援学校 | 技監 |
| R6/9/6 | 配偶者暴力相談支援センター連絡会議 (相談担当者級) 「精神疾患や発達障害を持つ相談者への支援」 | 女性 サポートセンター | 技監 |
| R6/9/20 9/27 10/2 | 女性支援・児童虐待相談担職員研修 「精神科医の視点から児童/成人の背景を見抜く」精神疾患、発達障害、被虐待影響、トラウマ、対話的ミニワーク | 児童家庭課 | 技監 |
| R6/12/11 | 千葉県高等学校教育研究会養護部会 7ブロック研修会 「思春期のオーバードーズ」精神科の視点から背景と支援を考える | 千葉県高等学校 教育研究会 | 技監 |
| R6/12/11 | 精神保健福祉担当者連絡会議 「市町村におけるひきこもり家族支援および当センターにおける依存症支援」 | 習志野保健所 | 主幹 |
| R7/1/14 | 令和6年度第2回香取保健所管内 母子保健従事者研修会 「発達障害を疑われる子を持つ保護者への支援方法について」 | 香取保健所 | 技監 |
| R7/1/24 | 思春期保健講演会 「思春期の子どもとのコミュニケーション～自分の思いを言語化することが難しい子への対応～」 | 海匠保健所 | 技監 |
| R7/3/10 | ひきこもりサポーター等養成研修 「ひきこもり支援に関する家族支援や対応」 | 障害者福祉推進課 | 技監・主幹 |
| オンデマンド | 職員の不祥事根絶に係る研修 「体罰・不適切な指導の根絶に係る研修（こころの健康と対人関係の持ち方～全ての児童と自分自身も大切にするために～）」 | 県教育庁教育振興部職員課 | 技監 |
| オンデマンド | 依存症の理解と支援 | 千葉県警 | 主幹 |
| オンデマンド R5/7/1～常設 | 自殺対策研修「SOSの出し方」 | 教育庁 児童生徒安全課 | 技監 |

<市町村>

| 期日 | 内 容 | 実施主体 | 従 事 者 |
|---------|--|--------|---------------|
| R6/5/27 | 薬物乱用防止指導員船橋市地区協議会研修会 「薬物依存症について」 「千葉県精神保健福祉センターにおける薬物依存相談について」 | 船橋市保健所 | 主幹・ 相談支援課員 |

| | | | |
|----------|---|--------------------|----|
| R6/6/16 | 「児童・思春期の心の理解と支援」 | 千葉市委託NPO (里親育成) | 技監 |
| R6/7/10 | こころの健康授業 「こころの基礎知識 ～自分も相手も大切にして、上手に人と付き合うヒント～」ストレス、抑うつ、発達 の多様性、対話方法など | 千葉市立稲毛高校 | 技監 |
| R6/7/24 | 専門研修講座 「不登校の子どもの気持ちを考える～登校しぶり・不登校の子どもたちにできること～」 | 千葉市 教育センター | 技監 |
| R6/7/25 | 教育研修 「教育相談講座 ～不登校児童生徒支援実践研修会～」 | 八街市教育委員会 | 技監 |
| R6/10/20 | 成田市精神保健福祉推進協議会 「若者のメンタルヘルス」 | 成田市 | 技監 |
| R7/2/18 | 市川市養護教諭定例会 「こどものOD、薬物乱用の理解と学校での支援」 | 市川市養護教諭会 | 技監 |
| R7/3/9 | 心の健康講座 「睡眠、イライラ、大丈夫？」（ストレス対処、 抑うつ、うつ病、不安、不眠など） | 鋸南町 | 技監 |

<その他の団体等>

| 期日 | 内 容 | 実施主体 | 従 事 者 |
|----------|--|---|------------------|
| R6/4/10 | 障害者支援施設部会・地域支援部会研修会 「強度行動障害支援のポイント～医療的アプローチと 関係機関との連携法～」 | 知的障害者福祉協会 | 主幹 |
| R6/6/2 | 断酒会連合会関東ブロック大会講演 | 断酒会連合会 | センター長 |
| R6/6/30 | ワンデーポートセミナー | NPO 法人 ワンデーポート | センター長 |
| R6/7/25 | 習志野八千代心の健康を守る会 精神障害者家族・対話と交流の会 | 習志野八千代心の健 康を守る会 | センター長・ 相談支援課員 |
| R6/9/6 | 薬物中毒対策連絡会議及び再乱用防止対策講習会 「地域における薬物再乱用防止対策について」 | 関東信越厚生局麻薬 取締部、厚生労働省 医薬局監視指導・麻 薬対策課 | 主幹 |
| R6/11/7 | 市原市 4 法人合同研修会 「行動障害と医療的アプローチ」 | 社会福祉法人 ふる里学舎 | 主幹 |
| R6/11/30 | KHJ 南房総ひきこもり家族会例会・講演 「会話が難しい家族間のコミュニケーションを どうしたらよいか」 | KHJ 千葉県なの花会 館山支部 | 技監 |
| R6/12/5 | 千葉県ギャンブル等依存症に関する医療機関職員研修 事業 第 5 回ギャンブル等依存症に関する医療機関 職員研修会 「千葉県依存症相談拠点機関について」 | 船橋北病院 (千葉県委託事業) | 相談支援課員 |

| | | | |
|---------------------|--|---------------------|----|
| R7/1/19 | いのちの電話インターネット相談研修会 「OD など問題に見える行動の背景と対話的対応方法」 | いのちの電話 | 技監 |
| R7/1/27 | 令和6年度 精神障がいピア・サポーター（ピア・スタッフ）養成講座 「ピア・サポートに役立つメンタルヘルスの基礎知識～ダイアログ編～」 | 成田市 社会福祉協議会 | 技監 |
| R7/2/5 | 長生郡市総合支援協議会学習会 「ゲーム依存・スマホ依存を考える」 | 長生郡市 総合支援協議会 | 主幹 |
| R7/2/13 | WHO 版 PFA（サイコロジカルファーストエイド）研修 「Psychological First Aid 心理的応急処置（サイコロジカル・ファーストエイド PFA）1日ワークショップ、災害時初期対応」 | 静岡県精神保健 福祉センター | 技監 |
| R7/2/14 | 都道府県等依存症専門医療機関・相談員等全国会議 千葉県精神保健福祉センターにおける薬物依存症治療回復プログラム女性版「LUANA（ルアナ）」の取り組みについて | 国立病院機構 久里浜医療センター | 主幹 |
| R6/10/22 R7/2/18 | 千葉県強度行動障害支援者養成研修 「関係機関との連携（医療機関）」 | 特定非営利法人生活 サポート千葉 | 主幹 |

2 総務課

(1) 「サポートキャスト」

障害のある方々の雇用を促進するため、令和6年4月1日から障害のある4名を会計年度任用職員として雇用し、当センター独自に「サポートキャスト」とし、センター職員が従来行っていた業務の一部を補助する役割を担っている。

なお、業務の円滑な運営を図るため、マネージャーを1名配置している。

業務内容及び処理件数（令和6年度）

| 業務種別 | 処理件数 | 業務内容 |
|----------|-------|---|
| 定期的な業務 | 929 | 郵便物の受領・担当課へ振り分け、当直等用シート洗濯、室内消毒、一般閲覧用新聞のセッティング、事務室内掲示用月間行事予定表作成、デジタルサイネージ掲示用データ作成・掲示 等 |
| 随時発生する業務 | 1,064 | 名刺・名札作成、文書発送準備（文書印刷・宛名ラベル作成・封筒封入）、データのPDF化、会議・研修会・各種行事等の運営補助（資料印刷、受付、会場設営、開催チラシ等作成、アンケート集計 等）消耗品整理・補充、ラミネート処理 等 |

3 相談支援課

(1) 心の健康づくり推進事業

① 電話相談事業

電話相談専用回線により、電話相談に対応している。(平日9:00～18:30)

表 1-1 電話相談件数

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 日中件数 | 2,489 | 2,781 | 2,580 | 2,982 | 2,630 |
| 17時以降 | 653 | 623 | 579 | 427 | 545 |
| 総件数 | 3,142 | 3,404 | 3,159 | 3,409 | 3,175 |

表 1-2 電話相談内容

| | 内容区分 | 件数 |
|----|---------------------|-------|
| 1 | 老人精神保健に関する相談 | 128 |
| 2 | 社会復帰に関する相談 | 88 |
| 3 | アルコールに関する相談 | 12 |
| 4 | 薬物に関する相談 | 10 |
| 5 | ギャンブルに関する相談 | 11 |
| 6 | ゲームに関する相談 | 5 |
| 7 | 思春期に関する相談(18歳未満) | 59 |
| 8 | 心の健康づくり | 1,027 |
| 9 | うつ・うつ状態に関する相談 | 102 |
| 10 | 摂食障害に関する相談 | 7 |
| 11 | てんかんに関する相談 | 1 |
| 12 | その他(日常生活上の相談) | 766 |
| 13 | その他(病気(症状や治療等)の相談) | 671 |
| 14 | その他(上記のいずれにも属さないもの) | 288 |
| 合計 | | 3,175 |

表 1-3 電話相談内容(再掲)

| | | |
|-----|----------|-----|
| 再掲1 | ひきこもりの問題 | 75 |
| 再掲2 | 自殺関連の問題 | 168 |
| 再掲3 | 犯罪被害の問題 | 6 |
| 再掲4 | 発達障害の問題 | 144 |
| 再掲5 | 自死遺族かどうか | 10 |
| 再掲6 | 災害 | 0 |

ホームページによる問い合わせ 118件

② 研修事業

ア 電話相談員(会計年度任用職員)研修

電話相談員(会計年度任用職員)の交流を深めること並びに相談技術の向上を図ることを目的として研修及び施設見学を実施するものである。令和6年度は、2回研修を行った。

イ 関係機関電話相談情報交換会

平成19年度から開催している。

電話相談を実施する関係機関との連携を深めるための情報交換会。

開催日：令和6年11月11日

会場：千葉県精神保健福祉センター 研修室

内容：「カスタマーハラスメントへの対応状況及び対策」

各機関等の状況報告・課題の共有

参加機関・団体数：12機関（出席者数16名）

(2) 依存症対策総合支援事業

平成30年4月より千葉県依存症相談拠点機関としてアルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症についての相談等各種事業を実施している。

① 連携会議運営事業

ア アルコール健康障害

千葉市こころの健康センターと共催

開催日：令和7年1月15日

会場：千葉県精神保健福祉センター 研修室

内容：各機関の取り組みや課題を共有

参加機関・団体数：20（延べ出席者数37名）

イ 薬物依存症（薬物依存症対策地域連携会議）

千葉保護観察所及び千葉市こころの健康センターと共催。

開催日：令和7年2月26日

会場：千葉保護観察所

内容：情報交換・意見交換

参加機関・団体数：17（延べ出席者数25名）

ウ ギャンブル等依存症

千葉市こころの健康センターと共催

開催日：令和7年1月20日

会場：千葉県精神保健福祉センター 研修室

内容：各機関の取り組み

参加機関・団体数：31（延べ出席者数40名）

② 専門相談支援事業

依存症相談は、電話相談（依存症相談専用回線）を受け、必要に応じてそれぞれの面接による個別相談（予約制）につなぐ対応を行っている。

なお、アルコール健康障害については相談会及び勉強会を実施した。

ア 依存症電話相談

※（ ）内は令和5年度件数

| | アルコール健康障害 | 薬物依存症 | ギャンブル等依存症 | その他 | 計 |
|------|-----------|----------|-----------|---------|------------|
| 相談件数 | 271(200) | 608(434) | 370(254) | 173(86) | 1,422(974) |

（メールを含む）

イ アルコール依存関連問題相談会

開催日時：5月～3月の原則第2木曜日

午後2時～午後3時30分

相談従事者：専門医及びセンター職員等

参加者：130名

ウ 薬物依存症関連問題個別相談

開催日時：毎月第2・第4水曜日 午後1時30分～午後4時30分

対象：薬物関連問題に悩む本人及び家族・関係機関職員等

相談従事者：精神保健指導員及び当センター職員

相談件数：47件

※上記相談日以外に当センター精神科医師による面接（医療相談）を20件実施

エ ギャンブル等依存症関連問題個別相談

開催日時：偶数月 第3月曜日午後1時～、奇数月 第1水曜日、午後1時～

対象：ギャンブルの問題に悩む本人及び家族、関係機関職員

※借金に関連したネット・ゲーム依存、買い物依存に関する相談も受け入れている。

相談従事者：専門相談員（精神保健福祉士、司法書士）及びセンター職員

相談件数：53件

※上記相談日以外に当課所属精神保健福祉士による面接を52件実施

③ 支援者研修事業

基礎研修は、対象を保健所、市町村、医療機関の職員の他、潜在的な依存症者等に対応する機会がある就労や生活支援に関わる者とし、4回実施した。実務者研修は、保健所、市町村、医療機関、相談機関の職員で依存症の基礎知識を持ち、依存症者等への相談支援を行っている者を対象とし2回実施した。

| 開催日 | 内容 | 講師 | 参加者数 |
|----------|---|-------------------------------------|------|
| R6/10/30 | 依存症の基礎知識（アルコール・薬物・ギャンブル等） | 千葉県精神保健福祉センター センター長 林 偉明 | 28名 |
| R6/10/30 | 市販・処方薬依存について ～生きづらさを理解した支援について～ | 上越教育大学大学院 教育研究科 講師 大宮 宗一郎 氏 | 28名 |
| R6/10/30 | 保護観察所における薬物事犯について | 千葉保護観察所 統括保護観察官 池野 里奈 氏 | 28名 |
| R6/10/30 | 女性の依存症について（アルコール・薬物当事者のメッセージ）自助グループにつながって | 当事者 2名 | 28名 |
| R6/10/31 | 依存症家族への支援 ～効果的に力を引き出すヒント～ | 一般社団法人 オンブレ・ジャパン 代表理事 近藤 京子 氏 | 29名 |
| R6/10/31 | 依存問題における借金・金銭問題 | 稲村厚司法書士事務所 代表 稲村 厚 氏 | 29名 |

| | | | |
|----------|-----------------------------------|-------------------|------|
| R6/10/31 | 柏市保健予防課におけるアルコール健康障害対策 ～減酒支援を中心に～ | 柏市保健予防課 加藤 高 氏 | 29 名 |
|----------|-----------------------------------|-------------------|------|

④ 普及啓発・情報提供事業

ア 依存症関連問題講演会

| 開催日 | 内 容 | 講 師 | 参加者数 |
|---|------------------------|--|-----------------|
| YouTube 「千葉県公式セミナーチャンネル」 配信期間 R6/12/23～R7/3/23 | 市販薬のオーバードーズについて～理解と援助～ | 国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 部長 同センター病院 薬物依存症センター センター長 松本 俊彦 氏 | 視聴回数 3,600 回 |

イ 広報啓発資料の作成・配付

依存症啓発冊子「それって、依存症??」を県内病院、市町村、保護観察所、法務少年支援センター、警察少年センター、保健所、児童相談所、県立・私立高等学校、女性サポートセンター、他相談機関に10,176部配付。

⑤ 治療・回復支援事業

ア 薬物依存症者治療回復プログラム（CHANCE）

目 的：認知行動療法を用いたプログラムを実施し、薬物依存症者の治療回復を図る。

対 象：薬物等の依存症からの回復を希望する当事者

実施日時：原則第1・2・3・5金曜日実施。

午後2時～午後4時30分

場 所：千葉県精神保健福祉センター

内 容：認知行動療法、心理教育プログラム、クリスマス会

職員体制：精神科医師、心理士、依存症回復施設職員、精神保健福祉士等

実 績：年39回、参加延べ人数236名（実人数52名）

千葉保護観察所薬物乱用防止プログラム（コアプログラム・ステップアッププログラム）への出席（8回）

千葉保護観察所引受人会出席（1回）

イ ギャンブル等依存症治療回復プログラム（CAT-G）

目 的：プログラムを実施し、治療回復を図る。

対 象：ギャンブルの問題に困っている当事者

実施日時：①令和6年5月～7月（平日）

②令和6年7月～9月（日曜日）

③令和6年9月～11月（平日）

④令和6年11月～令和7年1月（日曜日）

⑤令和7年1月～3月（平日）

平日は午後2時～午後4時

休日は午前10時～正午に実施

場 所：千葉県精神保健福祉センター

内 容：テキスト（SAT-Gライト）を用いた集団認知行動療法

職員体制：精神保健福祉士、GAメンバー、プログラム修了者

実 績：年15回、参加延べ人数97名（実人数41名）

⑥ 家族支援事業

ア 家族のための依存症講演会

| 開催日 | 内 容 | 講 師 | 参加者数 |
|---|---------------------------------|----------------------------|---------------|
| YouTube 「千葉県公式セミナーチャンネル」 配信期間 R6/11/29～ R7/3/28 | 家族のための依存症講演会 「依存問題における家族の対応」 | 久里浜医療センター 臨床心理士 三原 聡子 氏 | 視聴回数 736 回 |

イ 薬物依存症家族教室

対 象：薬物依存症者をかかえる家族

場 所：千葉県精神保健福祉センター

内 容：テキスト「家族のための心理教育プログラム」を用いた認知行動療法

開催日時：原則毎月第3水曜日 午後1時30分～午後3時30分 計12回

参加者数：延べ人数109名

(3) 社会復帰促進事業

① 精神障害者地域活動支援事業所等研修会

千葉県精神障がい者地域活動支援事業所協議会との共催により、障害福祉サービス事業所職員等を対象に専門知識の習得及び正しい理解の促進並びに資質の向上を目的に研修会を2回開催した。

| 開催日 | 内 容 | 講 師 | 参加者数 |
|--------------------|--|----------------------------------|------|
| R6/10/15 千葉市民会館 | 令和6年度第1回障害福祉サービス事業所等精神保健福祉研修会「支援の中でわき起こる感情にどう向き合うか～戸惑い・迷い・辛さ・怒り」 | ちば心理教育研究所 所長・臨床心理士 光元 和憲 氏 | 40 名 |
| R7/2/12 千葉市民会館 | 令和6年度第2回障害福祉サービス事業所等精神保健福祉研修会「知って得するドクターの話～この際だから聞いてみよう～」 | 千葉県精神保健福祉センター センター長 林 偉明 | 88 名 |

② 地域障害者交流会事業

地域活動支援センター及び就労支援事業所等の障害福祉サービス事業所利用者及び職員その他関係機関職員等を対象に、交流の機会を提供することにより、これらの者の交流を深めるとともに相互支援のネットワークづくりを推進し、精神障害者の社会復帰及び社会参加を促進することを目的としており、令和6年度は、千葉県精神障害者自立支援事業協会に委託した。

| 開催日/会場 | 内 容 | 講 師 | 参加者数 |
|----------------------|------------------------|--|------|
| R7/2/23 千葉市文化センター | 千葉県メンタルヘルスパイアサポート実践交流会 | 東京大学医学部附属病院 精神神経科ピアスタッフ 佐々木 理恵 氏 | 35 名 |

| | | | |
|----------------------------|--|---|-----|
| R7/3/7 千葉県 教育会館/Zoom | ピアが語る、ピアサポートを活かす雇用や事業運営 | ピアとして、専門職員とピアの協働を実践されている方 | 26名 |
| R7/3/9 千葉県 教育会館 | 地域移行支援と入院者訪問支援事業のピアサポート ～あたりまえのことをあたりまえに実現するには～ | 国立精神・神経医療研究センター 久永 文恵 氏 ピアなかまのわ 石村 徹 氏 他、県内事業所・病院等で活躍されているピアサポーター | 37名 |

(4) 技術援助、技術支援

① 地域生活支援事業関係

県主催精神障害者地域生活支援専門部会に1回参加。

② 精神障害者にも対応した地域包括ケア構築推進事業関係

ア 各圏域で実施される地域包括ケア実務者会議に2回、代表者会議に1回参加した。

イ 圏域連携コーディネーター会議に1回参加した。

ウ 圏域で実施される地域包括ケアシステム構築推進事業研修会に1回参加した。

③ 犯罪被害者支援

市町村犯罪被害者等支援施策担当課長会議に1回出席した。

犯罪被害者支援のための県・市町村相談関係職員研修に1回出席した。

④ 保健所精神保健福祉業務連絡会

保健所支援の一環として連絡会を開催し、情報交換を行っている。

| 開催日/会場 | 内 容 | 参加者 |
|-----------------------------------|---|-----|
| R6/5/30 千葉県精神保健福祉センター /Zoom | 法改正について、ワーキングの報告について | 53名 |
| R6/7/17 千葉県精神保健福祉センター /Zoom | 意見交換・情報共有（措置事務に関すること等） | 43名 |
| R6/11/20 千葉県精神保健福祉センター | 講話「刑事手続きの流れ等について/刑事政策総合支援室について」「最近の依存症に対する考え方・支援について」、「情報共有（措置事務に関すること等）」 | 35名 |
| R7/3/17 千葉県精神保健福祉センター /ZOOM | 情報共有（措置事務に関すること、ワーキングの報告等） | 37名 |

※上記の他に、統計マニュアルに関するワーキング、事務マニュアルに関するワーキングをそれ

ぞれ実施。

※令和5年10月に救急情報課が新設されたことに伴い、同課が担当していた措置事務説明会と保健所精神保健福祉業務連絡会がまとまり令和6年度から保健所精神保健福祉業務連絡会となった。

⑤ 千葉県ひきこもり地域支援センター

令和5年10月の移転に伴い、障害者福祉推進課より当センターへ移管された（会議等一部事業は継続して障害者福祉推進課が担当）。

ア 本人及び家族からの電話相談、面接相談件数 646件

イ ひきこもり家族のつどい（ひきこもり家族教室） 6回実施（延べ参加者数40名）

ウ 当事者居場所 1回実施（延べ1名）

エ 家族向け講演会

開催日：令和7年2月4日

会場：千葉県精神保健福祉センター 研修室

内容：「ひきこもり支援として、親亡き後の相談先と社会資源について」

参加者数：52名

オ 住民向け講演会・研修会

開催日：令和6年8月21日

会場：千葉県精神保健福祉センター 研修室

内容：「ひきこもりの体験と回復、その見守りについて」

参加者数：52名

カ ひきこもりサポーター等養成研修（障害者福祉推進課主催）

開催日：令和7年3月10日

会場：千葉県精神保健福祉センター 研修室

参加者数：26名

キ 千葉県ひきこもり支援連携会議（障害者福祉推進課主催、養成研修と抱き合わせ）

開催日：令和6年12月13日

会場：精神保健福祉センター 研修室

参加者数：65名

(5) 広報普及

① 心の健康フェア

例年、県民の精神保健福祉に関する理解の促進のため、県の委託によりNPO法人千葉県精神保健福祉協議会が行うイベントに協力し開催している。当センターは広報普及活動の一環として開催に援助協力を行っている。

令和6年11月6日に青葉の森公園芸術文化ホールで開催した。

② 心のふれあいフェスティバル

例年、県民の精神保健福祉に関する理解の促進のため、千葉県・千葉市よりNPO法人千葉県精神保健福祉協議会に委託した「心のふれあいフェスティバル」の開催に協力している。

令和6年4月27日に千葉市中央公園及び千葉市文化センターで開催した。

(6) 組織育成

- ① NPO 法人千葉県精神保健福祉協議会
例年、総会及び理事会等にて情報提供や助言などで協力している。
- ② NPO 法人千葉県精神障害者家族連合会
例年、総会及び理事会等にて情報提供や助言などで協力している。
- ③ 千葉県精神障がい者地域活動支援事業所協議会
例年、総会及び役員会にて情報提供や助言などで協力している。
- ④ NPO 法人千葉県精神障害者自立支援事業協会
例年、総会及び理事会にて情報提供や助言などで協力している。

(7) 学生等実習

- ①精神保健福祉援助演習・実習講義：「千葉県精神保健福祉センターの組織と事業について、
依存症の理解と支援」
学 校 名：淑徳大学30名
期 間：淑徳大学：令和6年10月15日（1日間）
- ②精神保健福祉援助実習：「千葉県精神保健福祉センター事業について」
学 校 名：淑徳大学2名
期 間：淑徳大学：令和6年8月19日～8月30日（8日間）
- ③心理実習講義：「千葉県精神保健福祉センター事業について」
学 校 名：江戸川大学4名
期 間：江戸川大学：令和6年7月16日（1日間）
- ④看護実習臨地実習：「千葉県精神保健福祉センター事業について」
学 校 名：千葉県立鶴舞看護専門学校計15名
期 間：千葉県立鶴舞看護専門学校：令和6年5月 9日（1日間）3名
令和6年5月16日（1日間）2名
令和6年5月27日（1日間）3名
令和6年5月31日（1日間）2名
令和7年2月12日（1日間）3名
令和7年2月21日（1日間）2名

4 調査企画課

(1) 精神保健福祉教育・研修事業

① 精神保健福祉研修

精神保健福祉業務を円滑に推進するために必要な知識と技術を習得することにより、精神保健福祉活動の適正な展開及び速やかな対応等を図ることを目的として、実施要領に基づき実施している。

ア 初任者・担当者研修

保健所等及び市町村において精神保健福祉業務を初めて担当する者を対象に基礎的な知識を学ぶ「初任者研修」と資質向上を目指した専門知識及び技術を学ぶ「担当者研修」（表1）を行っている。令和6年度の担当者研修は、一部自殺対策相談支援者研修と、一部精神保健福祉ボランティア・フォローアップ講座を兼ねて実施した。

イ 初期研修

保健所等の新任精神保健福祉相談員等（5年以内未受講者も含む）を対象に基礎的な専門知識及び技術を学ぶ「初期研修」（表2）を行った。

表1 初任者研修・担当者研修

| | 開催日/ 会場 | 内 容 | 参加者 |
|-------|-------------------------------|--|-----|
| 初任者研修 | R6/5/17 千葉県精神保健福祉センター | 講演：「精神疾患の概念と分類について」 講師：千葉県精神保健福祉センター センター長 林 偉明 講演：「精神保健福祉行政について」 講師：千葉県精神保健福祉センター 調査企画課長 太田 由利 講義：「精神保健福祉相談の基礎知識 —相談類型ごとの特徴と支援における留意点—」 講師：江戸川大学社会学部人間心理学科 教授 堀内 美穂子 氏 | 61名 |
| 担当者研修 | R6/6/25 千葉県精神保健福祉センター | 講演：「大人の発達障害の理解と支援」 講師：千葉県精神保健福祉センター 主幹兼地域保健課長 岡東 歩美 講演：「子どもの発達障害の理解と支援」 講師：千葉県精神保健福祉センター 技監兼次長 石川 真紀 | 61名 |
| | R6/7/22 千葉県精神保健福祉センター | 講演：「相談援助職の記録の書き方」 講師：アアライ株式会社 代表取締役 八木 亜紀子 氏 | 39名 |
| | ※1 R6/9/4 千葉県精神保健福祉センター | 講演：「高齢者に多い精神疾患とその対応」 講師：旭神経内科リハビリテーション病院 精神科医 石川 雅智 氏 | 50名 |

| | | |
|--|--|------|
| ※2 R7/11/8 千葉県精神 保健福祉セ ンター | 講演：「死にたい」と「生きづらさ」を抱える若者へのサポート 講師：市川市よりそい支援事業がじゅまる＋ 総合センター長 朝比奈 ミカ 氏 一般社団法人 Void 代表 前北 海 氏 | 51 名 |
| R7/1/22 千葉県精神 保健福祉セ ンター | 第 1 回事例検討会 事例提供 ①習志野保健所職員 ②市川保健所職員 ③松戸保健所職員 | 25 名 |
| R7/3/12 千葉県精神 保健福祉セ ンター | 第 2 回事例検討会 事例提供 ①香取保健所職員 ②山武保健所職員 | 20 名 |

※1 は精神保健福祉ボランティア・フォローアップ講座と兼ねて実施
※2 は自殺対策相談支援者研修と兼ねて実施

表 2 初期研修

| 開催日 | 会場 | 内 容 | 参加者 |
|---|---------------------|---|-----|
| R6/7/29, 30 R6/8/5, 6 | 千葉県総合救急災害 医療センター | 千葉県精神科医療センターの 業務について | 5 名 |
| R6/7/17 | 千葉県庁 障害者福祉推進課 | 障害者福祉推進課業務について | 4 名 |
| 随時 | 千葉県精神保健福祉 センター | 千葉県精神保健福祉センターの 業務について | 4 名 |
| ① R6/6/12, 7/19PM ② R6/5/23, 6/11 7/2PM ③ R6/5/22, 7/3 ④ R6/6/11, 28 | 保健所 (健康福祉センター) | 保健所 (健康福祉センター) の 業務について (協力保健所：①山武 ②習志野 ③印旛 ④市川) | 4 名 |

(2) 精神保健福祉広報・普及事業

① 広報媒体貸出状況

精神保健福祉に関する正しい知識の普及を図るため、DVD の貸出しを行っている。

| 区分 | 医療機関 | 学校 | 保健所 | 市町村 | その他 |
|-------|------|----|-----|-----|-----|
| D V D | — | — | — | — | — |

② 資料配布状況

センター見学者、研修会等の参加者及び各関係機関に対し、センター案内、各種リーフレット等を配付した。

| 区 分 | 医療機関 | 学校 | 保健所 | 市町村 | その他 |
|--------|------|-----|-----|-----|-----|
| センター案内 | 110 | — | — | 60 | 581 |
| リーフレット | — | 140 | 5 | 45 | 3 |
| そ の 他 | — | — | — | — | — |

(3) 自殺対策事業

令和6年度自殺対策相談支援者研修会

| 開催日/会場 | 内容 | 参加者 |
|--------------------------|--|-----|
| R6/11/8 千葉県精神保健福祉センター | 講演「死にたい」と「生きづらさ」を抱える若者へのサポート 講師：市川市よりそい支援事業がじゅまる＋総合センター長 朝比奈 ミカ 氏 一般社団法人 Void 代表 前北 海 氏 | 51名 |

(4) 精神保健福祉ボランティア育成事業

① 精神保健福祉ボランティア・フォローアップ講座事業

ボランティア育成は、一部の市町村や市町村社会福祉協議会等で実施し、現に障害福祉サービス事業所等でボランティア活動が行われており、年1回フォローアップ講座を行っている。

実施日：令和6年9月4日

講演：「高齢者に多い精神疾患とその対応」

講師：旭神経内科リハビリテーション病院
精神科医 石川 雅智 氏

場所：千葉県精神保健福祉センター

参加者数：10名

※精神保健福祉担当者研修と兼ねて実施

② 外国語通訳ボランティア育成講座

平成13年度に佐倉保健所（現印旛保健所（印旛健康福祉センター））で開始された事業が全県を視野に入れた形で平成17年度に千葉県精神保健福祉センターに移管された。外国人精神障害者の通訳の養成及び資質向上並びに登録者の拡充を目的に「心の保健医療通訳ボランティア講座」を実施した。

ア 心の保健医療通訳ボランティア講座

実施日：令和7年1月27日

場所：千葉県精神保健福祉センター 研修室

講義：「こころの医療における通訳者の役割」

講師：千葉県精神保健福祉センター センター長 林 偉明

講義：「措置診察時の通訳について」

講師：印旛健康福祉センター 主任上席精神保健福祉相談員 石田 恵美 氏

講義：「夜間休日の通報対応時における通訳の役割について」

講師：千葉県精神保健福祉センター 救急情報課 精神保健福祉相談員 飯島 湊音

講義：「通訳ボランティアの体験談と情報交換」

講師：ベトナム語通訳の方 1名

英語通訳の方 1名

参加者数：25名

イ 心の保健医療通訳ボランティア派遣調整

保健所（健康福祉センター）等からの精神保健福祉法第27条による措置診察、精神科診療を受ける際に通訳が必要と認められた外国人に対し、名簿登録者から派遣調整を行った。

| 言語 件数 | 英 語 | ベ ト ナ ム 語 | 韓 国 語 | 合 計 |
|----------|--------|-----------------------|-------------|--------|
| 措置診察の派遣 | 5 | 3 | 0 | 8 |
| その他の派遣 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 相談のみ | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 言語別合計 | 5 | 3 | 1 | |

5 地域保健課

(1) 医療相談

センター内の各事業の相談の中で、必要時は単回の医療相談として医師面接によるアセスメントを行っている。令和6年度は41件の医療相談を実施した。

(2) 心理検査・心理相談

県内の未受診・医療中断など困難例の相談を行う上で、発達障害者等の精神疾患に対応する必要があるため、平成24年5月より週1回会計年度任用職員の臨床心理士を任用し、心理検査を実施している。令和5年10月より会計年度任用職員の臨床心理士の勤務は週2回に増加した。

表1-8

| 内 容 | 件 数 |
|------|------|
| 心理検査 | 6 件 |
| 心理相談 | 77 件 |

(3) 訪問支援

本活動は地域精神保健福祉を推進するため、平成28年度より試行的にアセスメント訪問を開始し、平成29年度よりデイケアを終了しアウトリーチ（訪問支援）を開始した。保健所相談における未受診、中断又は複雑困難例に対して保健所からの依頼で医師と他職種1名の合計2名で訪問支援を行った。地域での対応が困難な精神疾患が疑われる事例への支援を保健所・市町村等と行うことで、地域における支援体制の充実を図ることを目的としている。

発達障害や不安障害を含む若年層の依頼が多く、アセスメント、疾患教育や行動療法的な関わり、医療機関等への紹介、関係機関連携のため事例検討会や研修会などを実施した。

表1 対象者の性別・年齢

| 実人数 | 性別 | | 年齢 | | | |
|-----|----|---|-------|--------|--------|-------|
| | 男 | 女 | 20歳未満 | 20～39歳 | 40～64歳 | 65歳以上 |
| 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |

表2 保健医療圏別

| 保健医療圏 | 山武長生夷隅 | 印旛 | その他 |
|-------|--------|----|-----|
| 実人数 | 1 | 0 | 0 |

表3 延べ実施回数

| | | |
|-------|----------|--------|
| | | アウトリーチ |
| 場 所 | 自 宅 | 5 |
| | 市役所・保健所 | 57 |
| | その他 | 0 |
| 対 象 者 | 本 人 | 5 |
| | 家族・関係者のみ | 52 |
| 合 計 | | 57 |

(4) 特定相談事業（思春期相談事業）

① 思春期講演会

思春期・青年期の子どもを持つ家族や一般県民、教職員や相談従事者等の関係者を対象にした児童精神科医等による講演会。

開 催 日：令和6年12月18日

会 場：船橋市勤労市民センター ホール

内 容：講演「児童精神科に来るこどもたち

～発達障害・ゲーム依存・不登校などから見える背景～

講師 平安堂こころのクリニック

院長 久能 勝 氏

参加者数：129名

② 保健室健康相談研修会

例年、県内小中高等学校養護教諭を対象に児童思春期保健事業の一環として、千葉県教育委員会及び千葉県学校保健会との共催により研修会を年2回開催している。

(5) 後援報告

一人で悩まずわかちあおう若者こころの集い

成田街かど心の集いは、自助グループ育成支援事業として平成14年度から成田地域生活支援センターと当センターで共催により実施していたが、平成17年度から成田地域生活支援センター単独で開催しており、現在は後援としてかわりを持っている。実施状況は以下のとおりであった。

実 施 日：毎月 第3土曜日 計11回

会 場：成田市保健福祉会館

参加者数：実人数15名（うち新規6名）、延べ人数38名

(6) 千葉県総合救急災害医療センター 精神科にて外来診療

令和5年10月10日の千葉県精神保健福祉センターの移転に伴い同一建物に千葉県総合救急災害医療センターが入ったことから機能が重複するため、当センターの外来での保険診療は中止となった。しかし対人緊張の高さなどから医療相談等で会った医師以外の受診が困難なケースがどうしても存在することから、千葉県総合救急災害医療センターにおいて、当センターの2名の医師が兼務することにより、各週半日、5～15人/日程度の外来診療の選択肢を残した。

当センターの役割が、地域の複雑困難事例や未受診または医療中断例を中心とした、保健所等関係機関への技術的支援とされていることから、機関支援として関係機関から地域の困難事例な

ど依頼に応じ、地域医療機関へのつなぎとして限られた外来診療を行うこととする。そのため県民個人からの直接の診療依頼は受けておらず、他の医療機関の受診が可能となれば地域の適切な医療機関への転医を原則とし長期通院は想定していない。

(7) 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第22条に関すること

市町村は、支給要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは児童相談所、その他主務省令で定める機関の意見を聴くことができるとされており、令和6年度は下記のとおり診察を実施し意見を付した。

8件（内、船橋市6件、習志野市1件、市川市1件）

(8) 兄弟姉妹の会

平成14年2月に発足した千葉県における精神障害者の兄弟姉妹の自助グループである。通常、奇数月に例会を開催しており、当センター職員が例会に出席し技術援助を行っている。令和6年度は4回参加。

6 審査課

(1) 精神医療審査会の状況

本県の精神医療審査会は、医療委員18名、法律家委員7名、有識者委員10名の計35名の委員構成で5合議体制をもって、医療保護入院届及び定期病状報告書の審査、さらに退院及び処遇改善に関する請求の審査を行っている。令和6年度は合議体を78回、全体会を1回開催した。

① 年度別精神医療審査会審査件数

| 内 訳 年 度 | 入院届 | 定期病状報告書 (医療保護入院) | 定期病状報告書 (措置入院) | 退院請求 | 処遇改善請求 |
|------------|-------|---------------------|-------------------|------|--------|
| R3年度 | 5,437 | 3,945 | 47 | 120 | 7 |
| R4年度 | 5,401 | 3,818 | 40 | 108 | 5 |
| R5年度 | 5,810 | 4,222 | 48 | 109 | 18 |
| R6年度 | 4,999 | ※1 652 ※2 3,283 | 32 | 120 | 15 |

※1 法改正により医療保護入院者の定期病状報告書は令和7年3月31日廃止。

※2 令和7年4月1日より医療保護入院者の入院期間更新届が新設された。

※3 上記のほかに、法改正により新設された措置入院決定報告書の審査を221件行っている。

② 年度別退院請求・処遇改善請求の処理件数

| 内 訳 年 度 | 請求内容 | 請 求 件 数 | 審 査 件 数 | 請 求 取 下 | 要 件 消 失 | 審査結果 | | | | 計 | 審 査 中 |
|------------|----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|----------------|----------------------|----------------|---------------------|-----|-------------|
| | | | | | | 入院 等は 適当 | 他の 入院 形態 適当 | 入院 継続 不要 | 入院 等は 不適 当 | | |
| R3年度 | 退 院 請 求 | 257 | 120 | 73 | 40 | 106 | 12 | 2 | 1※ | 120 | 24 |
| | 処 遇 改 善 請 求 | 13 | 7 | 5 | 1 | 4 | 2 | 0 | 1 | 7 | 0 |
| R4年度 | 退 院 請 求 | 269 | 108 | 80 | 53 | 108 | 0 | 0 | 3※ | 108 | 28 |
| | 処 遇 改 善 請 求 | 11 | 5 | 3 | 2 | 4 | 0 | 0 | 1 | 5 | 1 |
| R5年度 | 退 院 請 求 | 195 | 109 | 52 | 46 | 98 | 9 | 0 | 2★ | 109 | 16 |
| | 処 遇 改 善 請 求 | 36 | 18 | 7 | 12 | 14 | 4 | 0 | 1☆ | 18 | 6 |

| | | | | | | | | | | | |
|------|------------|-----|-----|----|----|-----|---|---|---|-----|----|
| R6年度 | 退院請求 | 177 | 115 | 35 | 30 | 107 | 6 | 0 | 2 | 115 | 10 |
| | 処遇改善 請求 | 56 | 43 | 4 | 7 | 38 | 1 | 0 | 4 | 43 | 1 |

※再掲。現入院継続は妥当だが処遇不相当 ★現入院継続は妥当だが処遇不相当 ☆再掲。処遇不相当

(2) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳業務

自立支援医療（精神通院医療）は、障害者総合支援法第6条に規定されている自立支援給付の一つであり、精神通院医療費の自己負担額が原則1割となる制度である。申請窓口は市町村であり、所得に応じ月額自己負担上限額が設けられている。市町村で申請届出受理や所定の事実の審査を行ったのちに、千葉県精神保健福祉センターで事務審査や診断書の審査を行い、受給者証の交付を行っている。

精神障害者保健福祉手帳制度は、平成7年の精神保健福祉法改正時に創設された。精神障害のために日常生活に一定程度の支障がある者が、この手帳の交付を受け、各種福祉サービスを受けるなどにより、自立と社会参加を図ることを目的にしている。

また、平成18年10月の一部法改正により、手帳に写真を貼付することとなった。申請窓口は市町村であり、千葉県精神保健福祉センターでは申請に係る審査判定業務を行っている。

両事務共に「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」の規定に基づく個人番号利用事務であり、情報連携を行っている。

① 自立支援医療受給者証（精神通院）所持者数（各年度末現在※千葉市を除く）

単位：人

| 年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 所持者数 | 84,420 | 88,463 | 92,122 | 96,533 |

② 精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年度末現在※千葉市を除く）

単位：人

| 区分 | 年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----|----|--------|--------|--------|--------|
| 等級 | 1級 | 5,730 | 5,744 | 5,941 | 5,995 |
| | 2級 | 28,387 | 30,328 | 32,731 | 35,060 |
| | 3級 | 14,525 | 16,165 | 17,948 | 19,727 |
| | 合計 | 48,642 | 52,237 | 56,620 | 60,782 |

7 救急情報課

本県では、平成13年4月1日に事務委任規則を改正し、精神保健福祉法に基づく申請、通報、届出に関する業務は、保健所長の専決業務となった。

夜間休日においても、職員が措置診察の立会いを行う等、試行期間を経て、平成27年4月1日に健康福祉部障害者福祉推進課精神保健福祉推進室内に通報対応グループを設置し、翌平成28年4月1日には精神通報対応班として、職員を保健所兼務職員とした。令和5年10月10日に、組織条例等を改正し、精神保健福祉センター内に救急情報課を新設して、業務を移管した。

また、同日付で事務委任規則を改正し、法第24条から26条通報の受理を保健所長が行うこととし、この改正によって法第22条から法第26条の申請等を保健所長が受理することになった。

(1) 精神保健福祉法に基づく措置事務に関すること

① 申請、通報、届出に関する業務

夜間休日においては、救急情報課に配置された10名の精神保健福祉相談員が保健所兼務職員として、措置入院に関する手続きを行っている。

表1-1 年度別夜間休日における通報等対応状況 (件)

| 年度 | 対応件数 | 措置診察 | 緊急措置診察 | 診察不要 | その他※1 |
|-------|------|------|--------|------|-------|
| 令和6年度 | 296 | 88 | 78 | 25 | 105 |

※1 「その他」は、日中帯への引継ぎと、通報ではなく相談のみの件数を含む。

表1-2 令和6年度夜間休日における保健所別申請、通報、届出対応状況一覧 (件)

| 保健所名 | 対応件数 | 措置診察 | 緊急措置診察 | 診察不要 | その他※1 |
|--------|------|------|--------|------|-------|
| 習志野保健所 | 59 | 26 | 13 | 1 | 19 |
| 市川保健所 | 50 | 12 | 15 | 6 | 17 |
| 松戸保健所 | 51 | 19 | 6 | 1 | 25 |
| 野田保健所 | 9 | 3 | 6 | 0 | 0 |
| 印旛保健所 | 48 | 9 | 14 | 5 | 20 |
| 香取保健所 | 13 | 3 | 4 | 3 | 3 |
| 海匝保健所 | 8 | 0 | 3 | 2 | 3 |
| 山武保健所 | 11 | 2 | 2 | 4 | 3 |
| 長生保健所 | 9 | 1 | 2 | 1 | 5 |
| 夷隅保健所 | 8 | 3 | 3 | 0 | 2 |
| 安房保健所 | 3 | 0 | 1 | 0 | 2 |
| 君津保健所 | 17 | 6 | 7 | 1 | 3 |
| 市原保健所 | 10 | 4 | 2 | 1 | 3 |
| 計 | 296 | 88 | 78 | 25 | 105 |

※1 「その他」は、日中帯への引継ぎと、通報ではなく相談のみの件数を含む。

グラフ 1-3

令和6年度夜間休日における通報受理時間帯別件数

(件)

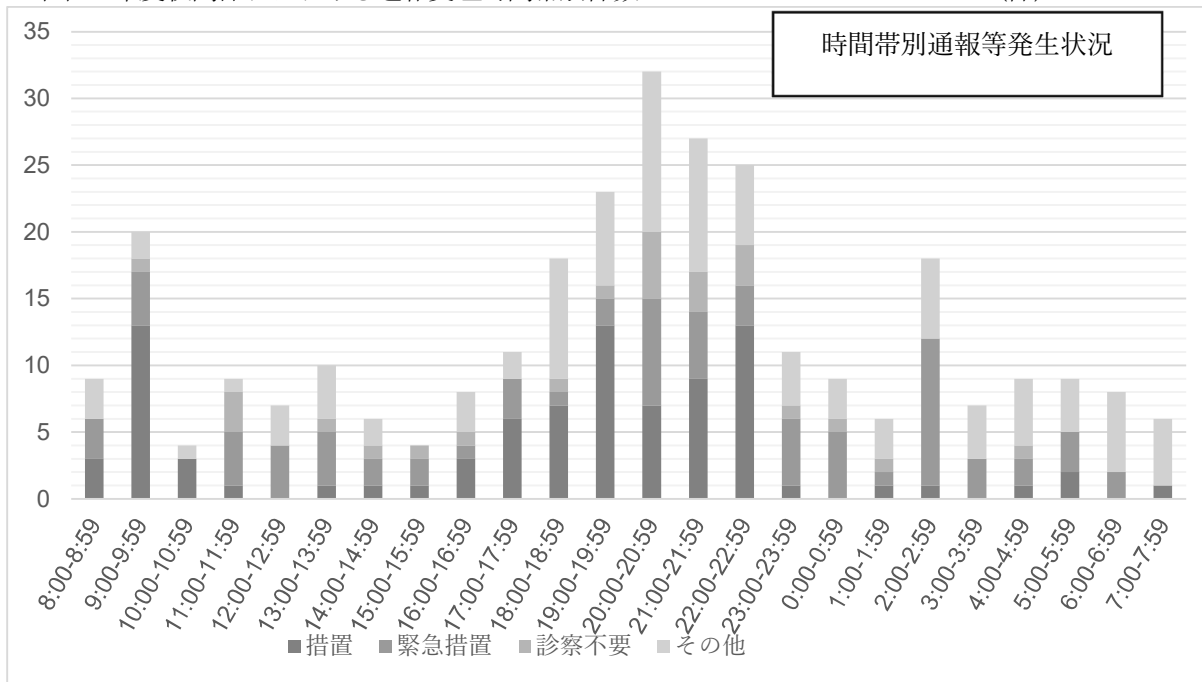


表 1-4 令和6年度夜間休日における臨場先別件数一覧

(件)

| 臨場先 | | | |
|-----------------|----|-----------|-----|
| 下総精神医療センター | 6 | 八千代警察署 | 3 |
| 千葉県総合救急災害医療センター | 27 | 習志野警察署 | 1 |
| 木村病院 | 2 | 行徳警察署 | 2 |
| しのだの森ホスピタル | 1 | 浦安警察署 | 4 |
| 総武病院 | 14 | 松戸警察署 | 4 |
| 千葉病院 | 12 | 鎌ヶ谷警察署 | 2 |
| 国府台病院 | 8 | 香取警察署 | 2 |
| 恩田第二病院 | 4 | 佐倉警察署 | 2 |
| 初石病院 | 12 | 山武警察署 | 1 |
| 江戸川病院 | 3 | 東金警察署 | 1 |
| 成田赤十字病院 | 1 | 成田国際空港警察署 | 2 |
| 国保旭中央病院 | 1 | 君津警察署 | 1 |
| 浅井病院 | 14 | 木更津警察署 | 4 |
| 木更津病院 | 8 | 市原警察署 | 3 |
| 袖ヶ浦さつき台病院 | 5 | 船橋警察署 | 4 |
| 八千代病院 | 1 | 船橋東警察署 | 2 |
| 手賀沼病院 | 1 | 柏警察署 | 2 |
| 市原鶴岡病院 | 1 | 合計 | 166 |
| 木野崎病院 | 3 | | |
| 式場病院 | 1 | | |
| 茂原神経科病院 | 1 | | |

参考 表 1-5 令和6年度全県下における申請・通報・届出等及び移送対応状況

| | 申請・通報・届出等件数 ※1 | 診察の必要がないと認められた者 | 法第27条の診察を受けた者 | | | | 法第29条の2の診察を受けた者 | | | | その他 ※2 | 移送 ※3 | | | | | |
|-------------------------------------|----------------|-----------------|---------------|-------------|-----------|-----------|-----------------|-----------|----------|----------|----------|----------|-----------|-----------|----------|-----------|---------|
| | | | 診察実施件数 | 法第29条該当症状の者 | 措置不要 | 診察実施件数 | 法第29条の2該当症状の者 | 緊措不要 | 1次 ※4 | 2次 ※4 | | 平日日中 | | 夜間休日 | | 計 | |
| | | | | | | | | | | | | 救急情報課車両 | 委託車両 | 救急情報課車両 | 委託車両 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 救急情報課車両 |
| 一般人からの申請 (法第22条) | 3 (0) | 1 (2) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | |
| 警察官からの通報 (法第23条) 注1 | 276 (0) | 63 (1) | 196 (3) | 178 (3) | 18 (0) | 89 (3) | 77 (2) | 12 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 3 (0) | 45 (0) | 30 (0) | 4 (0) | 82 (0) | |
| 検察官からの通報 (法第24条) 注2 | 91 (1) | 26 (4) | 55 (7) | 47 (9) | 6 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | |
| 保護観察所の長からの通報 (法第25条) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | |
| 矯正施設の長からの通報 (法第26条) 注3 | 161 (1) | 124 (33) | 1 (2) | 1 (1) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 2 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 2 (0) | |
| 精神科病院の管理者からの届出 (法第26条の2) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | |
| 指定通院医療機関管理者及び保護観察所の長からの通報 (法第26条の3) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | |
| 申請・通報・届出に基づかない診察 (法第27条第2項) | 3 (0) | 0 (0) | 3 (0) | 3 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 3 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 3 (0) | |
| 計 | 534 (2) | 214 (40) | 255 (12) | 229 (13) | 24 (1) | 89 (3) | 77 (2) | 12 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 3 (0) | 50 (0) | 30 (0) | 4 (0) | 87 (0) | |

() は令和5年度に通報受理した件数

※1 「申請・通報・届出件数」については受理日で集計。

※2 「その他」は日中常へ引継ぎとした件数、相談のみの件数を含む。

※3 1次は診察まで、2次は2次移送まで、3次は措置入院受け入れ病院への移送である。

注1 令和5年度に通報等を受理し、令和6年度に結果が確定した件数は1件である。

注2 令和5年度に通報等を受理し、令和6年度に結果が確定した件数は1件である。

(2) 精神障害者に係る通報受理及び移送に関すること

① 移送業務に係る研修会開催（移送中の行動制限に関する実技研修）状況

精神保健福祉法に基づく知事による移送業務を円滑に実施するため、保健所職員、委託事業者等を対象とした移送中の行動制限に関する実技研修会を10回開催した。

| 日時 | 場所 | 対象者 |
|----------|-----------------|-------------|
| R6/4/18 | 千葉県精神保健福祉センター | 救急情報課新規配属職員 |
| R6/6/27 | 東葛飾合同庁舎6階 第2会議室 | 保健所移送業務担当職員 |
| R6/10/22 | 千葉県精神保健福祉センター | 移送業務委託業者職員 |
| R6/11/29 | 千葉県精神保健福祉センター | 保健所移送業務担当職員 |
| R6/12/10 | 千葉県精神保健福祉センター | 移送業務待機看護職員 |
| R6/12/18 | 千葉県精神保健福祉センター | 移送業務待機看護職員 |
| R7/1/12 | 千葉県精神保健福祉センター | 移送業務待機看護職員 |
| R7/1/16 | 千葉県精神保健福祉センター | 移送業務待機看護職員 |
| R7/1/20 | 千葉県精神保健福祉センター | 移送業務待機看護職員 |
| R7/3/4 | 千葉県精神保健福祉センター | 救急情報課新規配属職員 |

(3) 精神科救急医療システムに関すること

① 精神保健指定医待機状況

精神保健福祉法第27条の規定による診察を、平日日中及び夜間休日において迅速かつ確実に実施するため、精神保健指定医の待機体制を整備している。平日日中は精神保健指定医を特別職非常勤医師として雇用するほか、千葉県精神神経科診療所協会からの推薦により、措置診察を行う精神保健指定医を確保する体制を取っている。令和6年度体制は以下のとおりである。

＜平日日中＞ 特別職非常勤医師 実13名

千葉県精神神経科診療所協会からの推薦 実19名

＜夜間休日＞ 協力医師 25名 1日あたり2～3名確保

② 看護師待機状況

精神保健福祉法に基づく移送について、夜間休日においても、対象者の人権に配慮し、安全に移送することを目的とし、看護師が移送車両に同乗している。

令和6年度：協力看護師 5名 1日約1名確保

③ 精神科救急医療システム事業

夜間休日を含めて、精神疾患の急激な発症や精神症状の急変などにより、早急に適切な医療を必要とする精神科救急患者等の相談に応じ、迅速な診察の実施や精神科医療施設の紹介を行うとともに、必要な医療施設を確保することにより、救急患者の円滑な医療及び保護を図ることを目的とし、精神科救急医療システム事業を実施している。

「精神科救急情報センター」を千葉県総合救急災害医療センター内に設置し、24時間365日体制で救急患者等の相談に応じており、相談者の緊急度を判断し、必要に応じて受診先の調整を行っている。

受診先は、かかりつけ医の他、常時対応型の「精神科救急基幹病院」を13機関、県内を4ブロックに分け、ブロックごとに輪番制を取っている「精神科救急輪番病院」を計29機関と毎日2床を準備している「精神科救急医療センター」として千葉県総合救急災害医療センターが対応をし、救急患者の円滑な医療及び保護を実施している。

ア 精神科救急医療システム連絡調整会議の開催

千葉県精神科救急医療システムの運用にあたり、精神科救急医療体制のあり方及び円滑な運用を検討するため、次の事項についての検討を行った。

- (1) システムの運用方針及び精神科救急医療施設に関すること。
- (2) 関係機関相互の協力体制及び搬送体制並びに転送の体制に関すること。
- (3) その他、精神科救急医療体制を確保するために必要な事項に関すること。

| 開催日 | 内容 | 参加数 |
|---------|-------------------------|-----|
| R6/8/21 | 精神科救急医療体制のあり方及び円滑な運用の検討 | 39名 |

イ 精神科救急医療システム連絡調整会議作業部会の開催

精神科救急医療システム連絡調整会議で協議する事項等について検討するため開催した。

| 開催日 | 内容 | 参加数 |
|----------|-----------------------------|-----|
| R6/12/11 | 精神科救急医療システム連携研修会の企画などについて検討 | 18名 |

ウ 精神科救急医療システム連携研修会の開催

関係機関の実務者等に対して、精神科救急医療体制の運用上のルール周知徹底を図り、個別事例の検討やグループワーク等を通じて、関係者間で共有し相互理解を深めるため、開催した。

| 開催日 | 内容 | 参加数 |
|---------|--------------------------|------|
| R7/2/11 | 困難事例を通して精神科救急システムの今後を考える | 129名 |

エ 身体疾患合併症対応協力病院の登録について

精神科救急医療システムにおける精神疾患と身体疾患を合併する救急患者に対する適切な医療提供体制の確保に向けて、身体疾患合併症対応協力病院として登録している。

登録病院：5病院

(精神科病棟での身体合併症治療が可能な救命救急センターを有する病院又は二次救急医療機関)

オ 精神保健指定医会議

千葉県内の精神科医療機関に勤務する精神保健指定医に対し、研鑽の場を提供するとともに、精神科医療および精神保健福祉の現場の日々の業務の中での、課題や検討事項について、共有・検討する場として、千葉県と千葉市の共催により会議を開催している。

| 開催日 | 内容 | 参加数 |
|---------|---------------------------------------|-----|
| R6/12/3 | 高齢化社会における精神科医療について | 67名 |
| R7/2/25 | 精神医療審査会の現状および今後について ～今年度の法改正を踏まえて～ | 77名 |

④ 関係機関連携体制構築

ア 千葉県警察本部との打合せ開催状況

千葉県警察本部生活安全総務課と打合せを行った。

また、千葉市を除く県保健所、中核市保健所と情報交換及び協議を行う場を設けた。

| 日時 | 場所 | 参加者 |
|---------|---------|---------|
| R6/5/10 | 千葉県警察本部 | 千葉県警察本部 |

| | | |
|----------|--------------------------|---------------------------------------|
| R6/6/11 | 千葉県警察本部 | 千葉県警察本部、千葉市 |
| R6/7/26 | 千葉県精神保健福祉センター | 千葉県警察本部 |
| R6/9/13 | 千葉県精神保健福祉センター | 千葉県警察本部、市川保健所、管轄警察署 |
| R6/10/15 | 千葉県庁及び ZOOM | (千葉市及び中核市を除く)保健所、精神科救急情報センター、障害者福祉推進課 |
| R6/11/14 | 千葉県精神保健福祉センター | 千葉県警察本部 |
| R6/12/2 | 千葉県警察本部 | 千葉県警察本部 |
| R7/1/17 | 千葉県精神保健福祉センター 及び ZOOM | (千葉市を除く)保健所、精神科救急情報センター、障害者福祉推進課 |
| R7/2/4 | 木更津警察署 | 千葉県警察本部、安房・君津・市原保健所、管轄警察署 |
| R7/2/10 | 茂原警察署 | 千葉県警察本部、山武・長生・夷隅保健所、管轄警察署 |
| R7/2/27 | 香取合同庁舎 | 千葉県警察本部、香取・海匠保健所、管轄警察署 |
| R7/3/11 | 東葛飾合同庁舎 | 千葉県警察本部、松戸・野田保健所、管轄警察署 |
| R7/3/12 | 印旛合同庁舎 | 千葉県警察本部、印旛保健所、管轄警察署 |
| R7/3/17 | 千葉県精神保健福祉センター 及び ZOOM | (千葉市を除く)保健所、精神科救急情報センター、障害者福祉推進課 |

イ 千葉地方検察庁との打合せ開催状況

千葉地方検察庁と精神保健福祉第24条通報に関する協議を行い、連携強化に努めた。

また、当センター主催の保健所精神保健福祉業務連絡会において、千葉地方検察庁刑事政策総合支援室職員が講話を行い、保健所担当者を含めて相互交流に努め、保健所においても連携できるよう試みた。

| 日時 | 場所 | 内容 |
|----------|---------------|------------------|
| R6/7/18 | 千葉地方検察庁 | 協議 |
| R6/11/20 | 千葉県精神保健福祉センター | 刑事政策総合支援室職員による講話 |
| R7/1/21 | 千葉地方検察庁 | 協議 |
| R7/3/18 | 千葉地方検察庁 | 協議 |

(4) 精神保健指定医（新規、更新申請等）に関すること

精神保健福祉法第18条第1項に規定する精神保健指定医の新規申請及び精神保健指定医証の更新等を行った。

(件)

| | 新規申請 | 更新・記載事項変更 | 更新研修の受講延期及び指定医証の有効期限延長 | 指定医証の再交付 (紛失・き損) | 精神保健指定医の辞退 | 精神保健指定医の死亡届 | 精神保健指定医の取消・ 停止 |
|-------|------|-----------|------------------------|---------------------|------------|-------------|-------------------|
| R6 年度 | 16 | 22 | 56 | 0 | 0 | 0 | 0 |

千葉県精神保健福祉センター
(千葉県こころセンター)

〒261-0024

千葉県千葉市美浜区豊砂6番1

電話：043-307-8439

FAX：043-307-5891